

車庫・倉庫・プレハブ・コンテナも「建築確認」が必要です!



10㎡以内の増築を除き、建築確認申請の対象となります。新設、新築の際は、申請をお忘れなく!

※申請手続きを行わずに建築した場合、建築主に対して罰則が課されます。ご注意ください。



【お問い合わせ】 建設部都市整備課 建築係 ☎945-4496

住宅リフォームをお考えのあなた! 町内業社に委託して工事をする際は 補助金を助成します!



～西原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業～

お住まいの住宅を町内の施行業者を利用して、住宅リフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を補助します。

1) 補助対象住宅

町内に存する建築後1年を経過しており、補助対象者が居住する住宅とします。

2) 補助対象工事

①バリアフリー改修工事 ②省エネ改修工事 ③県産材を利用した改修工事
※補助対象工事に関係がない工事については、補助の対象外となります。

3) 補助金の額

経費の20%に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)ただし、当該補助金の額が20万円を超える場合は、20万円を限度とします。

現在、約80%の申請がきており、今年度予算額に達し次第終了となります。ご了承ください。



【お問い合わせ】 建設部都市整備課 建築係 ☎945-4496

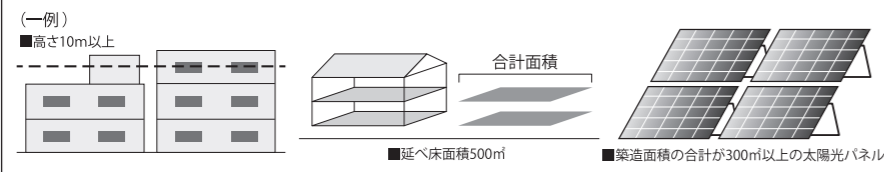
みんなで築こう素敵な景観



西原町景観計画に基づき景観まちづくり条例が施行されます。西原町の特性を活かした景観を保全・創出し、美しい風景を次世代に継承することを目的としています。一定規模以上の建築物等の新築・改築等を行う際、西原町の良好な景観形成につなげていくため、町との事前協議や届出が必要となります。

届出対象

一定規模以上の建築物や工作物等の新築・改築・外壁の色の変更は届出対象となります。



景観形成基準

- 建築物の規模や配置は、景観を阻害しないようにする。
- 外壁面の色彩は、派手な色を避ける。
- 一定基準以上、敷地面積の緑化に努める。など

新築・改築等を行う際、町との事前協議が必要です!



※詳しくは西原町ホームページまたは都市整備課でご確認ください。

【お問い合わせ】 建設部都市整備課 都市計画係 ☎945-4496

「公売」のお知らせ

沖縄県と南部地区市町村による合同公売(南部地区不動産合同公売)を下記の内容で実施予定です。詳しくは、税務課徴収収納係にお問い合わせください(10月初旬頃に公売公報を発行予定です)。物件によっては、予告なく公売中止となる場合があります。ご了承ください。

公売の日時および場所

日	時	平成28年11月8日(火) ※受付 13:00～、入札 14:00
場	所	沖縄県南部合同庁舎 (那覇市旭町116-37)

※畑の入札には、事前に農業委員会に買受適格の申請が必要です。

※買受適格証の発行までには1～2ヵ月ほどかかります。

公売財産

売却区分番号	合28-西原1	合28-西原2
見積価額	評定中	評定中
公売保証金	見積価額の10%以上	見積価額の10%以上
種別	土地(畑)	土地及び建物
所在地	西原町 字安室328	西原町 字上原161番地31 他2筆

【お問い合わせ】 税務部納税課 徴収収納係 ☎945-4729



知っていますか? 浄化槽で必要なこと

家庭で使った水がその後どうなるか知っていますか。そのまま川や水路に流すわけにはいきません。使用後の水をきれいにするために、使われている物の1つが浄化槽です。10月1日の「浄化槽の日」にちなんで、浄化槽に関する情報をご紹介します。

◎浄化槽の点検と清掃

浄化槽は、定期的な清掃等が法律で義務付けられています。家庭用の浄化槽も例外ではありません。主な家庭用の小型浄化槽(合併処理浄化槽)は、下記の清掃や点検、検査が必要です。

必要なこと	実施機関	電話番号
年1回以上の清掃	西原衛生維持管理社	☎945-3503
	西原町公共衛生社	☎945-6183
4ヶ月に1回以上の保守点検 (家庭用の保守点検業者は、町内4社) ※右記以外の業者については、沖縄県、南部福祉保健所のホームページをご確認ください。	(株)オキスイ開発	☎945-4010
	(有)トップ環境	☎882-8150
	システム企画(有)	☎944-1576
年1回の法定検査	琉球設備工業(株)	☎945-3613
	(公社)沖縄県環境整備協会	☎835-8833

浄化槽が正常に動かない場合は、水質汚濁と悪臭の原因となります。浄化槽の清掃、点検、法定検査を必ず行いましょう。

◎浄化槽設置整備補助金

「くみ取り式便所」や「単独処理浄化槽」から、「合併処理浄化槽」へ切り替えようとするご家庭で、下記条件を全て満たす方が対象です。

対象者	①処理対象人員10人以下の浄化槽を設置しようとする者(ただし、集合住宅(アパート等)は対象外となります) ②古い浄化槽の撤去及び新しい浄化槽の設置工事のみを行う者(建築確認申請を伴う増改築を行う方は対象外となります) ③7年以内に下水道整備が見込まれない地域に居住する者
補助額	5人槽:332,000円 6～7人槽:414,000円 8～10人槽:548,000円

詳細は、総務部生活環境安全課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018